



令和3年度禁煙支援事業のお知らせ



禁煙したいけどなかなか踏み切れなかったあなた！
この機会に、禁煙にチャレンジしてみませんか？

○ 「禁煙支援事業」とは？

禁煙に取り組む職員を支援することにより、生活習慣病等を予防し、健康の保持増進に資することを目的に実施するものです。

○ どんな支援が受けられるの？

医療機関において禁煙外来治療を受診し、治療が終了した公立学校共済組合福岡支部の組合員本人に対し、継続的な健康づくりへの支援としてクオカード3,000円分を提供します。

○ 手続方法

「禁煙外来治療終了報告書」に必要事項を記入し、令和4年3月10日(木)までに公立学校共済組合福岡支部宛て提出してください。(詳しくは所属の共済組合関係事務の御担当者にお尋ねください。)

禁煙治療とは・・・？

2006年4月から、健康保険で禁煙治療が受けられるようになりました。

禁煙補助剤を使ったり、医療機関で禁煙治療を受けると、自力で禁煙する場合に比べて禁煙の可能性が3～4倍アップすると言われています。

「比較的楽に」「より確実に」そして「あまりお金をかけずに」禁煙するためにも医療機関を受診して禁煙治療を受けることをおすすめします。

※厚生労働省「喫煙者用リーフレット」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/kin-en-sien/manual2/dl/addition03.ppt>を基に作成

禁煙治療を利用することのメリット



①比較的楽にやめられる



②より確実にやめられる

禁煙の可能性が
自力に比べて3～4倍アップ

(Kasza KA, et al: Addiction. 108: 193-202, 2013)

③あまりお金をかけずにやめられる

保険による禁煙治療とタバコ代の比較 (いずれも12週分の費用)

ニコチンパッチ (貼り薬)

13,080円

バレニクリン (のみ薬)

19,660円

VS

タバコ代 (1箱430円、1日1箱)

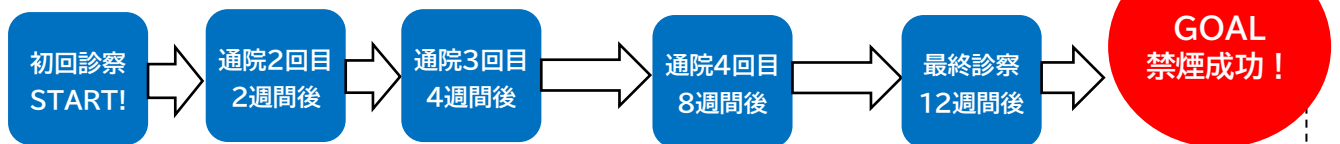
36,120円

(注1) 保険による禁煙治療の自己負担は3割として計算

(注2) ニコチンパッチは8週間、バレニクリンは12週間の標準使用期間として費用を算出

(禁煙治療のための標準手順書 第6版、2014)

□ 標準的な禁煙治療の流れ



□ 福岡県内の禁煙治療に保険が使える医療機関はこちら(日本禁煙学会HP)→



健康保険で禁煙治療が受けられる医療機関
は「日本禁煙学会 HP」で検索できるよ。

日本禁煙学会禁煙外来



主催: 福岡県教育委員会・公立学校共済組合福岡支部

問合せ先: 公立学校共済組合福岡支部福祉係 〒812-8575 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

TEL:092-643-3869 FAX:092-632-2880